

基本計画

分野別計画の施策体系図

| 政策 | 施策 | 施策の展開 |
|--|----------------|---|
| 1 自然環境への優しさと暮らしの安全を大切にすまちづくり 施策数：8 施策の展開数：26 | 1 環境保全対策の推進 | ①環境保全対策の充実 ②地球温暖化対策の推進 ③自然保護対策の推進 |
| | 2 循環型社会の形成 | ①3R（発生抑制・再利用・再資源化）の推進 ②ごみ処理対策の充実 |
| | 3 環境衛生の推進 | ①生活排水・し尿処理対策の充実 ②環境美化の推進 ③畜場・霊園等の適正管理 |
| | 4 消防・救急体制の充実 | ①火災の予防 ②消防力の充実強化 ③救急体制の充実強化 ④消防施設の整備 ⑤非常備消防の充実 |
| | 5 防災対策の充実 | ①防災意識の高揚 ②防災体制の強化 ③地域防災力の強化 |
| | 6 治山・治水対策の充実 | ①海岸の保全 ②河川の保全 ③山地の保全 ④低地の保全 |
| | 7 交通安全・防犯対策の推進 | ①交通安全意識の啓発 ②交通安全環境の充実 ③防犯意識の高揚 ④防犯施設の充実 |
| | 8 消費生活対策の充実 | ①消費者の自立支援 ②消費者保護の充実 |
| 2 健やかな日々と地域のぬくもりにみちたまちづくり 施策数：6 施策の展開数：19 | 1 医療・保健サービスの充実 | ①健康づくりの推進 ②疾病予防の推進 ③保健活動の充実 ④医療体制の充実 |
| | 2 地域福祉の充実 | ①地域福祉活動の促進 ②地域福祉サービスの適正な利用の促進 |
| | 3 子育て支援の充実 | ①子育て支援サービスの充実 ②保育サービスの充実 ③要保護児童等への対策の推進 |
| | 4 高齢者福祉の充実 | ①介護サービスの充実 ②介護予防・地域ケアの推進 ③生涯現役社会づくりの推進 |
| | 5 障害者福祉の充実 | ①障害福祉サービスの充実 ②障害者にやさしい環境づくりの推進 ③社会参加の促進と自立支援 |
| | 6 社会保障制度の充実 | ①低所得者福祉の充実 ②国民健康保険制度の適正な運営 ③国民年金制度の周知 ④高齢者医療制度の適正な運営 |
| 3 豊かな心の育みと文化の薫りにあふれるまちづくり 施策数：6 施策の展開数：23 | 1 学校教育の充実 | ①幼児教育の充実 ②小・中学校教育の質の向上 ③小・中学校教育の環境整備 ④高校・高等教育の充実 |
| | 2 生涯学習の推進 | ①生涯学習機会の充実 ②生涯学習推進体制の整備 ③社会教育活動の充実 ④社会教育施設の充実 ⑤図書館の充実 ⑥人権学習の推進 |
| | 3 青少年の健全育成 | ①家庭教育機能の強化 ②地域活動の促進 ③青少年活動の推進 |
| | 4 スポーツの振興 | ①スポーツ活動の推進 ②スポーツ団体の支援・育成 ③スポーツ施設の充実 |
| | 5 文化・芸術の振興 | ①文化・芸術活動の推進 ②文化・芸術団体の支援・育成 ③文化施設の充実 ④国際交流の推進 |
| | 6 文化財の保護・継承 | ①文化財の調査 ②文化財の保護・保存 ③文化財の活用 |

| 政策 | 施策 | 施策の展開 |
|--|--------------------|---|
| 4 産業の活力と ふるさとの魅力が みなぎるまちづくり 施策数：7 施策の展開数：21 | 1 農業の振興 | ①農業経営基盤の強化 ②担い手の育成 ③地産地消の推進 ④農業生産基盤の整備 |
| | 2 林業の振興 | ①林業経営支援の充実 ②林業生産基盤の整備 |
| | 3 水産業の振興 | ①水産業生産力の強化 ②水産基盤の整備 |
| | 4 工業の振興 | ①企業誘致の推進 ②地場産業・既存企業・中小企業の育成 ③新たな産業の育成 ④物流機能の充実 |
| | 5 商業・サービス産業の振興 | ①経営基盤の充実 ②商店街の活性化 ③中心市街地の活性化 ④サービス産業の育成 |
| | 6 観光の振興 | ①観光地づくり ②宣伝・受入れ体制の充実 ③市内周遊観光の促進 |
| | 7 労働環境の向上 | ①雇用の安定 ②勤労者福祉の向上 |
| 5 都市のうるおいと 生活空間の快適さの あるまちづくり 施策数：8 施策の展開数：23 | 1 地域情報化の推進 | ①電子市役所の推進 ②ICT(情報通信技術)利活用の推進 |
| | 2 広域交通ネットワークの整備 | ①国道・県道の整備促進 ②都市計画道路の整備 ③港湾の整備促進 |
| | 3 生活交通の充実 | ①生活道路の整備 ②駐車場・駐輪場の整備 ③生活交通システムの充実 ④離島航路の確保 |
| | 4 上下水道の整備 | ①上水道の整備 ②上水道施設の維持・強化 ③下水道の整備 ④下水道施設の維持・強化 ⑤運営基盤の強化とお客様サービスの向上 |
| | 5 住宅・住環境の整備 | ①良質な公営住宅の提供 ②住環境の向上 ③住居表示の実施 |
| | 6 景観の保全・形成 | ①景観保全意識の高揚 ②景観の整備 |
| | 7 公園・緑地の整備 | ①都市公園・緑地の整備 ②緑化の推進 |
| | 8 適正な土地利用の推進 | ①土地利用の適正化 ②地籍調査の推進 |
| 6 自ら担う喜びと みんなで支えあう力で 築くまちづくり 施策数：6 施策の展開数：14 | 1 人権尊重社会の実現 | ①豊かな人権感覚の育成 ②男女共同参画社会づくりの推進 |
| | 2 地域コミュニティ活動の推進 | ①地域コミュニティ活動の支援 ②活動拠点の充実 |
| | 3 自主的・主体的な市民活動の推進 | ①ボランティア活動の促進 ②市民活動の促進 |
| | 4 市民の参画と協働による市政の推進 | ①市民参画の機会の拡充 ②広報・広聴機能の充実 ③市民と行政の協働体制の整備 |
| | 5 計画的な行財政運営の推進 | ①簡素で効率の良い行政経営 ②財政の健全な運営 ③公用施設の維持管理 |
| | 6 広域連携の推進 | ①多様な広域連携の推進 ②姉妹都市との交流の推進 |

分野別計画の横断的アプローチ

防災

環境

1 自然環境への優しさと暮らしの安全を大切にすまちづくり

- 1-1 環境保全対策の推進
- 1-2 循環型社会の形成
- 1-3 環境衛生の推進
- 1-4 消防・救急体制の充実
- 1-5 防災対策の充実
- 1-6 治山・治水対策の充実
- 1-7 交通安全・防犯対策の推進
- 1-8 消費生活対策の充実

2 健やかな日々と地域のぬくもりにみちたまちづくり

- 2-1 医療・保健サービスの充実
- 2-2 地域福祉の充実
- 2-3 子育て支援の充実
- 2-4 高齢者福祉の充実
- 2-5 障害者福祉の充実
- 2-6 社会保障制度の充実

3 豊かな心の育みと文化の薫りにあふれるまちづくり

- 3-1 学校教育の充実
- 3-2 生涯学習の推進
- 3-3 青少年の健全育成
- 3-4 スポーツの振興
- 3-5 文化・芸術の振興
- 3-6 文化財の保護・継承

4 産業の活力とふるさとの魅力がみなぎるまちづくり

- 4-1 農業の振興
- 4-2 林業の振興
- 4-3 水産業の振興
- 4-4 工業の振興
- 4-5 商業・サービス産業の振興
- 4-6 観光の振興
- 4-7 労働環境の向上

5 都市のうるおいと生活空間の快適さのあるまちづくり

- 5-1 地域情報化の推進
- 5-2 広域交通ネットワークの整備
- 5-3 生活交通の充実
- 5-4 上下水道の整備
- 5-5 住宅・住環境の整備
- 5-6 景観の保全・形成
- 5-7 公園・緑地の整備
- 5-8 適正な土地利用の推進

6 自ら担う喜びとみんなで支えあう力で築くまちづくり

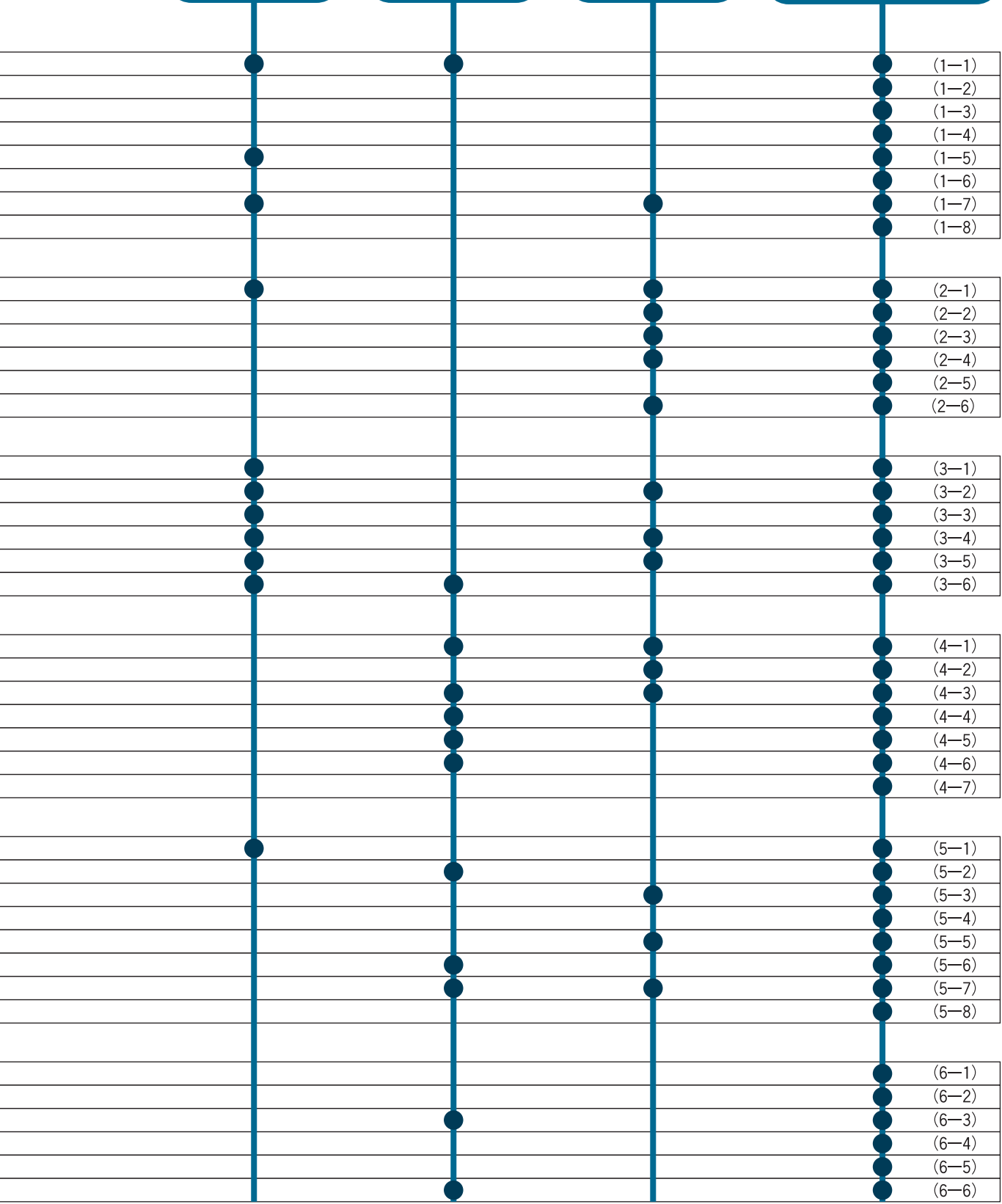
- 6-1 人権尊重社会の実現
- 6-2 地域コミュニティ活動の推進
- 6-3 自主的・主体的な市民活動の推進
- 6-4 市民の参画と協働による市政の推進
- 6-5 計画的な行財政運営の推進
- 6-6 広域連携の推進

教育

観光

少子高齢化

市民参画・協働



健全財政の継続

本市の財政については、人口構造が変化する中で、歳入では、労働力となる生産年齢人口が減少することなどにより、住民税等の収入が減少していくこと、一方、歳出では、高齢化に対応した社会保障費関係の経費が増加していくことが予想されます。

このように、厳しい財政状況が続くことが見込まれる中で、財政の健全性を維持し、総合計画を着実に推進するためには、中長期的な視点から、債務償還能力を勘案した将来負担の適正化を図るとともに、年度間の財源を調整して収支のバランスを保持していくことが必要です。

このため、実質公債費比率、将来負担比率、地方債残高、財政調整基金残高を財政の健全性を判断するための指標として掲げ、平成32年度の目標値を次のように定めます。

また、財政環境は、社会経済情勢の変化や地方財政制度の動向に大きく左右されますので、毎年、最新の情報に基づいて、実施計画や行政評価と連動した中期財政計画を策定し、持続可能で、効率かつ効果的な財政運営に努めます。

目標指標

| 指標 | | 現状 (平成21年度) | 目標 (平成32年度) | 備考 |
|---------|---------------|-------------|-------------|---|
| 健全化判断比率 | 実質公債費比率 (%) | 8.9 | 9.0以下 | 地方債の発行は対象事業の妥当性、必要性を十分検討し、世代間の負担調整を図り、将来への過重負担をもたらすことのないよう計画的な発行に努める。 ・実質公債費比率は、新体育館建設等の借入金の償還が始まる平成23年度以降上昇するが、9%以下を目標とする。 ・将来負担比率は、新廃棄物処理施設建設事業及び学校耐震化事業に着手するため平成23年度以降上昇するが、60%以下を目標とする。 ・地方債の残高は、財政規模以下を目標とする。 |
| | 将来負担比率 (%) | 50.2 | 60.0以下 | |
| 地方債 | 地方債残高 (億円) | 357 | 370以下 | |
| 基金 | 財政調整基金残高 (億円) | 30 | 20以上 | 財政調整基金は、市税などの毎年度の歳入を補完し、財源の弾力性を保持できるよう、20億円以上の基金残高を目標とする。 |

注) 地方債残高は、普通会計ベース

計画の進行管理

本計画では、施策が着実に推進されるよう、行政評価を活用して計画の進行管理を行います。

分野別計画に定める施策の市民満足度指標や目標指標について、計画の見直し(平成27年(2015年)度)や終了(平成32年(2020年)度)時期にあわせて市民アンケートを実施するとともに、調査資料等により数値を把握し、その状況を公表します。

また、評価の結果を事業の実施に反映させ、市民の立場に立った行政運営と透明性の確保を図ります。

